

平成25年度 林野庁関係予算概算要求の概要

1. 総括表

平成24年9月

区 分	平成24年度 当初予算額	平成25年度 概算要求額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	184,793	225,322	121.9
一般公共事業費	174,819	215,348	123.2
治山事業費	57,494	61,132	106.3
森林整備事業費	117,325	154,216	131.4
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	76,015	101,932	134.1
総 計	260,808	327,254	125.5

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金に、林野関係公共事業等を措置している。

2 国有林野事業関係経費については、一般会計化による経理区分の変更に伴い増加する経費は予算編成過程で措置することとされている。

3 復旧・復興対策は、下記3に整理。

4 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 特別重点要求及び重点要求(上記総括表の内数:再掲)

項 目	平成25年度 要 求 額
	百万円
【グリーン分野】	
木質バイオマス産業化促進整備事業	13,570
森林整備事業(公共)	49,513
小 計	63,083
【農林漁業分野】	
木造公共建築物整備支援事業	5,800
地域材活用促進支援事業	5,500
「緑の新規就業」総合支援事業	3,285
森林・山村資源利用交付金	2,735
小 計	17,320
【防災・減災対策の強化】	
治山事業(公共)	9,717
合 計	90,120

3. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

項 目	平成24年度 当初予算額	平成25年度 概算要求額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	12,440	40,386	324.6
非公共事業費	3,888	9,269	238.4
合 計	16,328	49,655	304.1

森林・林業の再生と森林の多面的機能の持続的発揮【林野庁】

検討課題

持続可能な森林経営の確立と地球温暖化の防止

- 森林・林業の再生とそれを通じた森林の多面的機能の持続的発揮
・集約化や路網整備、搬出間伐等の推進による効率的かつ持続的な森林経営の確立が急務
- 持続的な森林経営の確立に向けた施業の集約化
・手間暇のかかる所在不明・不在村者への働きかけ等を通じた森林経営計画の定着が必要
- 地球温暖化防止への貢献
・森林吸収量3.5%の確保や「将来の枠組み」を見据えた森林の整備・保全、木材利用等の推進等が必要

山村の有する多面的機能の発揮

- 過疎化・高齢化の進む山村地域における多面的機能を生かす
・里山をはじめとする地域の森林の保全管理や森林資源の利活用により地域活力の向上につなげることができるコミュニティの形成が必要

人材の育成

- 新規就業者の確保・定着、人材の育成
・地域における森林づくりのマスタープランを作成・実行を指導できる人材、森林経営計画を作成し施業の集約化を推進する人材等の育成が必要
・育成された人材の定着に向けて、労働安全等の就業環境の整備が必要

国産材の利用拡大

- 平成32年の木材自給率50%を目指した地域材の利用拡大
・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進による、地域材の一層の利用拡大や木質バイオマス等地域材の新たな用途への利用拡大が必要

災害に強い国土づくり

- 災害に強い地域の創造
・東日本大震災からの復興に向けて、復興工程表に基づく着実な対策の実施が必要。また、東日本大震災の教訓や中央防災会議の議論を踏まえた全国的な海岸防災林の整備や山地の防災力の向上を通じた防災、減災対策が必要

対応方向

森林管理・環境保全直接支払制度等を通じた森林整備の推進

- 森林経営計画に基づく搬出間伐等の森林整備を実施
【森林整備事業(1,542(1,173)億円)のうち森林環境保全直接支援事業 428(288)億円】
- 丈夫で簡易な「林業専用道」「森林作業道」等の路網整備を推進
【森林整備事業(1,542(1,173)億円)のうち林業専用道整備対策 248(108)億円】
- 施業の集約化や森林経営計画の作成促進のため、市町村等が中心となった協議会が実施する取組や既存路網の改良を支援
【持続的な森林経営の確立に向けた総合対策 16(0)億円】
- 上記施策の展開や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の特例措置の継続により、吸収源となる森林の拡大・機能向上を図る

山村の多様な価値を向上させる取組への支援

- 山村地域の住民等が主体となる森林の多面的機能発揮のための活動(里山の景観維持、侵入竹の除去、風倒木処理などの災害予防等)及び山村活性化のための活動(森林環境教育の実践、広葉樹の有効利用等)を支援
【森林・山村資源利用交付金 27(0)億円】

森林・林業の再生に必要な人材の育成

- 新規就業者等の確保・定着を図るため、労働安全の向上等を推進
- 森林・林業の再生に必要なフォレスター、森林施業プランナー及び間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を育成
【「緑の新規就業」総合支援事業 86(55)億円】
【森林づくり主導人材育成対策 5(6)億円】

地域材の利用拡大の推進等

- 地域における木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等を推進
【森林・林業再生基盤づくり交付金 64(0)億円】
【木質バイオマス産業化促進整備事業 136(0)億円】
- 地域材をはじめ木材の利用を国民に喚起する新たな取組を検討
【地域材活用促進支援事業 55(0)億円】

安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

- 「みどりのきずな」再生プロジェクトの推進等により、海岸防災林等の復旧・再生・整備を推進
- 台風や集中豪雨等により被災した山地の復旧整備等を実施
【治山事業 611(575)億円】
【治山事業(復興特会(復興庁計上)84(32)億円、(農林水産省計上)51(12)億円)】
【災害復旧等事業(復興特会(復興庁計上)146(12)億円)】

01 森林管理・環境保全直接支払制度

【42,829(28,846)百万円】

対策のポイント

森林経営計画等に基づく搬出間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景/課題>

- ・「日本再生戦略」においては、地域の特徴ある取組の促進等により、今まで以上に再生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指すこととされており、このためには再生可能エネルギーとしての木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収量3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を内容とする森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備等に対する支援を行います。

政策目標

○森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業 42,829(28,846)百万円

森林経営計画の認定を受けた者等が行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

補助率：3/10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等

※ 集約化施業の取組に必要な森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

[お問い合わせ先： 林野庁整備課（03-3502-8065（直））]

02 持続的な森林経営の確立に向けた総合対策[新規]

【1, 564 (一) 百万円】

対策のポイント

森林経営計画の作成や施業の集約化促進のため、市町村等が中心となった協議会が実施する所在不明・不在村者への働きかけ等の取組や、集約化等を進める上で不可欠な既存路網の改良を支援します。

<背景/課題>

- ・ 1つの林班又は複数林班を面的にまとめて計画を作成することにより、将来の施業も見通した効率的な路網の配置や、搬出間伐等の施業の集約化など効率的・合理的な森林施業を可能とする森林経営計画は、持続的な森林経営にとって不可欠のものです。
- ・ 林業経営に意欲的な地域では集約化の取組が定着しつつありますが、森林所有者の所在が不明な場合や不在村である場合などにおいては、同意取り付けに多大な手間と時間を要するため、森林経営計画の策定が進んでいない地域も見られるところです。
- ・ このため、市町村や関係団体が中心となって、集約化に向けた取組を進めていく必要があります。

政策目標

民有林における森林経営計画の作成率向上

(25% (24年度) → 39% (26年度) → 80% (32年度))

<主な内容>

持続的森林経営確立総合対策実践事業 1, 554 (一) 百万円

(1) 森林所有者等の基礎的な情報整備・普及啓発活動 203 (一) 百万円

登記簿等から現在の森林所有者の探索、国土交通省の実施する山村境界基本調査との連携による境界明確化などを通じた森林所有者情報の整備、不在村の森林所有者等に対する集約化説明会の実施等の取組を行う協議会に対して支援します。

森林所有者情報整備・普及啓発事業
補助率：定額
事業実施主体：市町村等協議会

(2) 森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備 1, 351 (一) 百万円

施業集約化や不在村者対策を進める上で不可欠な路網を確保するため、既存路網の簡易な改良等条件整備について支援します。

森林経営計画・施業集約化に向けた条件整備
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- (1) の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300 (直))
(2) の事業 林野庁経営課 (03-6744-2288 (直))

持続的な森林経営の確立に向けた総合対策（新規）

- ◇ 森林経営計画への円滑な定着に向けて、市町村等が中心となって協議会方式により、民間の取組だけでは難しい施業の集約化や森林経営計画の作成を促進させるための取組について支援するとともに、集約化を進める上で不可欠な路網改良等の条件整備を行い、持続的な森林経営の確立を図る。

集約化しやすいところから順次移行＝**困難性が高い地域が残存**

課題

○不在村者、所在不明所有者が多い地域は、民間単独では負担大

○民間単独では、森林に関心が無い所有者への働きかけが困難

○市町村、林業事業者等が保有する情報が共有できていない

○旧規格で整備した作業道は崩れやすく、施業に活用できなくなる恐れ

持続的森林経営確立総合対策実践事業（新規）

市町村を中心とする協議会（公的主体）等により、集約化活動に取り組む森林組合、民間事業者等を支援

参加者：市町村、都道府県（准フォレスター等）、森林組合、林業事業者、森林所有者等

登記簿等から現在の森林所有者等の探索

樹材種等、森林資源情報の調査

不在村者等森林所有者への働きかけ、説明会等による普及啓発

森林所有者情報等の共有に向けた共通基盤の整備

森林経営計画作成等に向けた条件整備

集約化や不在村者対策に必要な既存路網の改良等

連携

山村境界基本調査
（国交省）との連携

2年間で困難地域の底上げを図り、民間事業者等による自主的な取組へ移行

○森林施業の集約化

○森林経営受委託契約の締結

○森林経営計画作成後の路網管理

森林経営計画の作成率 80%（H32）

03 森林・山村資源利用交付金[新規]

【2,735(一)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化のための活動に支援します。

<背景/課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整え、山村において地域コミュニティの形成を図り、「日本再生戦略」に掲げられている地域力の向上を実現することが不可欠です。

政策目標

○里山林の資源を活用した活動に継続的に取り組む団体を5年後までに5割増加(741団体(24年度)→1,112団体(29年度))

<主な内容>

森林・山村資源利用交付金

2,735(一)百万円

森林所有者と、地域住民、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

ア. 多面的機能保全活動

(ア) 地域環境保全タイプ

- ・ 集落周辺の里山林を維持するための景観保全・整備活動や生物多様性保全に向けた取組
- ・ 侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組
- ・ 集落周辺での鳥獣被害の防止活動

(イ) 災害未然防止タイプ

- ・ 風倒木や枯損木の除去、集積、処理
- ・ 集落周辺の簡易な土留め柵の設置
- ・ 山火事被害低減のための簡易防火帯の作設や維持管理

イ. 森林資源利用活動

(ア) 森林資源利用タイプ

- ・ 里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用

(イ) 森林空間利用タイプ

- ・ 地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践

森林・山村資源利用交付金
補助率：定額(300万円を上限)
事業実施主体：地域協議会

[お問い合わせ先：林野庁計画課(03-3502-0048(直))]

森林・山村資源利用交付金（新規）

背景

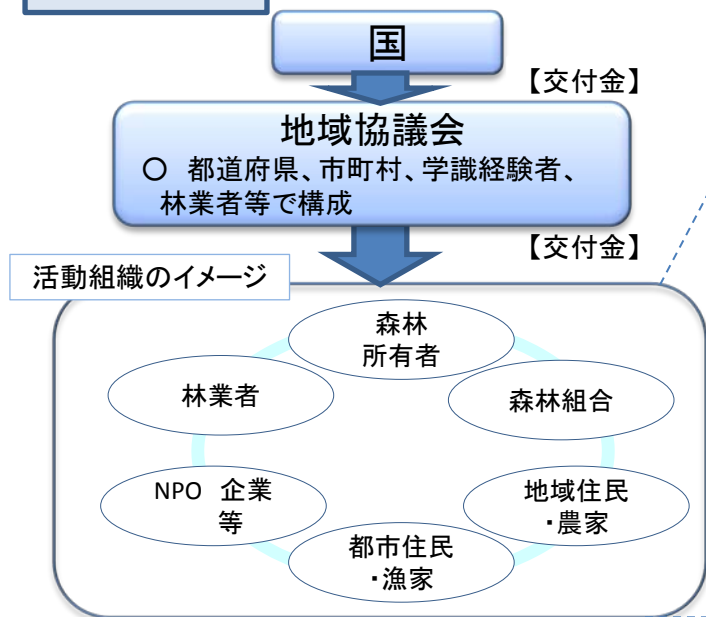
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。

このため、森林所有者とNPO等が協力して地域の森林の保全管理や森林資源の利活用を進めることにより森林の多面的機能の維持増進を図るとともに、森林資源の再生可能エネルギーとしての活用を推進し、山村における地域コミュニティの形成を図るための総合対策を講じる。

事業内容

○地域において、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織（活動組織）が実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。

事業の仕組み



支援の対象例

多面的機能保全活動

地域環境保全タイプ



災害未然防止タイプ



森林資源利用活動

森林空間利用タイプ



未利用資源活用タイプ



山村が再生、森林の有する多面的機能が発揮され、広く国民が享受

04 森林・林業人材育成対策

【9, 103(6, 130) 百万円】

対策のポイント

- ・ 林業分野における雇用を促進するため、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が確実に定着できる就業環境を整備します。
- ・ 森林・林業の再生に必要なフォレスター、森林施業プランナー及び間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者の育成を推進します。

<背景/課題>

- ・ 「日本再生戦略」においては、意欲ある若者や女性などが、安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整え、農林水産業を新たな雇用の受け皿として再生することとされています。
- ・ このため、林業分野において有望な人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があります。
- ・ さらに、森林・林業を再生していくためには、地域における森林づくりのマスタープランを作成し、その実行を指導できるフォレスターや森林経営計画作成・提案型集約化施業を着実に実践できる能力を有する森林施業プランナー、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者の育成が重要です。

政策目標

- 平成32年度末までに現場管理責任者等を5,000人育成
- 平成25年度末までに森林作業道作設オペレーターを1,500人育成
- 平成32年度末までにフォレスターを2,000~3,000人育成
- 平成27年度末までに森林施業プランナーを2,100人認定

<主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援事業 8, 584 (5, 530) 百万円

(1) 緑の青年就業準備給付金 [新規]

林業への就業に向け必要な知識の習得等を行う青年を支援します。

※ 就業希望者1人当たり150万円/年を最大2年間給付

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

(2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策

(ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

①就業体験やガイダンス、トライアル雇用(300人規模)による新規就業者の確保、②3年間のOJT研修等(3,480人規模)による新規就業者の育成、③現場管理責任者等へのキャリアアップ(350人規模)等に必要な経費を支援するとともに、将来設計を描きながら安心して働けるよう、安全教育を徹底させるためのOJT研修の追加的な実施等により就業環境を整備し、育成する人材を定着させる取組を支援します。

※ 研修生1人当たり9万円/月等を助成(①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修については、これまでより2ヶ月間を延長し、1年目10ヶ月、2、3年目8ヶ月を上限)

(イ) 森林作業道作設オペレーターの育成

丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修

(920人規模)の実施に必要な経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 森林づくり主導人材育成対策

519(600)百万円

(1) 日本型フォレスター育成・認定事業 [新規]

市町村森林整備計画の作成支援等市町村行政を技術面で支援する日本型フォレスターを育成するため、その候補者(准フォレスター)を対象とした仮カリキュラムによる研修(450人規模)を実施するとともに、その研修への参加等について支援を行います。また、日本型フォレスター認定のための試験等を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県・市町村等
委託先：民間団体

(2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業

森林経営計画作成・提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修等(360人規模)を行います。また、施業集約化がより広範な林業事業体で取り込まれるようにするためのワークショップ開催等を支援するとともに、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの資格認定制度の普及・評価に必要な経費を支援します。

補助率：定額・1/2
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1(1)、1(2)(ア)、2(2)の事業

林野庁経営課

(03-3502-8048(直))

1(2)(イ)、2(1)の事業

林野庁研究・保全課

(03-3502-5721(直))

05 森林・林業再生基盤づくり交付金[新規]

【6,406(一)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について支援を行います。

<背景/課題>

- ・「日本再生戦略」に掲げられている、地域に根差した農林漁業の活性化を図るため、森林・林業分野においては、持続的な森林経営の確立と木材の安定供給体制を構築することが必要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づき、木材生産の低コストで効率的な作業システムの整備や効率的な木材加工・流通体制の整備等を図る必要があります。
- ・また、地域資源を活用した新たな産業の創出により地域の活性化を図るとともに、公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、地域材の活用を促進する必要があります。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上（4割（21年度）→6割（27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

<主な内容>

1. 再生基盤の整備等

以下のメニューについて都道府県に対し一体的に支援します。

- ① 高性能林業機械等の整備
- ② 木造公共建築物等の整備（公共建築物等木材利用促進法に基づく方針を策定した市町村に対し、川上と川下が一体となった、地域材を利用する公共建築物の整備を支援）
- ③ 山地防災情報の周知（山地防災情報の共有体制整備等）
- ④ 森林資源の保護（森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等）
- ⑤ 林業担い手等の育成確保

補助率：1/2以内等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 市町村広域連携支援

上記1の①、②の事業に加えて、森林づくり活動基盤の整備（実習林等フィールド整備等）、特用林産振興施設等の整備（ほだ場整備等）、木材加工流通施設の整備等について、県域を越えて複数の事業主体が連携して実施する取組に対して支援します。

補助率：1/2以内等
事業実施主体：市町村、民間団体

※ 1の事業のほか、省エネ性能の高い建物を普及促進する「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業」（経済産業省）において、省エネに資する木造建築物等のモデルについても採択します。

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8055（直））]

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規）

【6,406百万円】

◇ 「森林・林業再生プラン」の実現に向け、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを目的として、必要な施設・機械の整備等を支援します。

<主な支援内容>

●高性能林業機械等の整備

森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等の整備を支援します



●木造公共建築物等の整備

公共建築物等木材利用促進法に基づく方針を策定した市町村に対し、川上と川下が一体となった、地域材を利用する公共建築物の整備を支援します

木造化



木質内装化



特別重点要求

●市町村広域連携支援

県境を越えて、複数の事業主体が連携して実施する木材加工流通施設等の整備等を支援します

木材加工流通施設等の整備



森林づくり活動基盤の整備



特用林産物振興施設等の整備



▲山地防災情報の周知

▲森林資源の保護

▲林業担い手等の育成確保

山地防災情報の周知 講習会の開催



森林資源の保護



林業担い手等の育成確保



○ ○ 高性能林業機械による素材生産量の割合 6割（H27）
○ 木造公共建築物の木造率 24%（H27）

ハード事業

（主要三本柱に重点化）

ソフト事業

06 地域材活用促進支援事業[新規]

【5, 500 (一) 百万円】

対策のポイント

地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」を達成するとともに、森林資源が豊富な農山村地域の振興を図るためには、年々増加し続けている森林資源（地域材）の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・このため、地域の1次・2次・3次産業や地方公共団体の関係者等が一体となって、各地域の特徴を踏まえた、地域材の需要を大きく喚起する対策を進めることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万 m^3 (23年度)→2,800万 m^3 (27年度)）
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

各地域において、素材生産業者、木材加工流通業者、建築業者等が設立した協議会の下で、地域材を活用した一定の基準を満たす木造住宅（内装木質化建物を含む）の建築や木製品等の購入の際に、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

地域材活用促進支援事業 5, 500 (一) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

※ 上記事業とあわせて、平成25年度から環境省・農林水産省連携事業により、木材の省エネ効果の明確化や、省エネ効果を最大限に発揮するための木材の利用方法の分析、木材利用を誘導する仕組みの研究等を行う「木材利用推進・省エネ省CO2実証事業」を実施します。

（お問い合わせ先：林野庁木材利用課 (03-6744-2298 (直))）

地域材活用促進支援事業

- 素材生産業者、木材加工流通業者、建築業者等が設立した協議会を各地域で設置
- 各協議会の下で、地域材を活用した木造住宅(内装木質化建物を含む)や木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援

〈対象地域: 先進的に取り組む都道府県〉

〈ポイント制度の対象〉

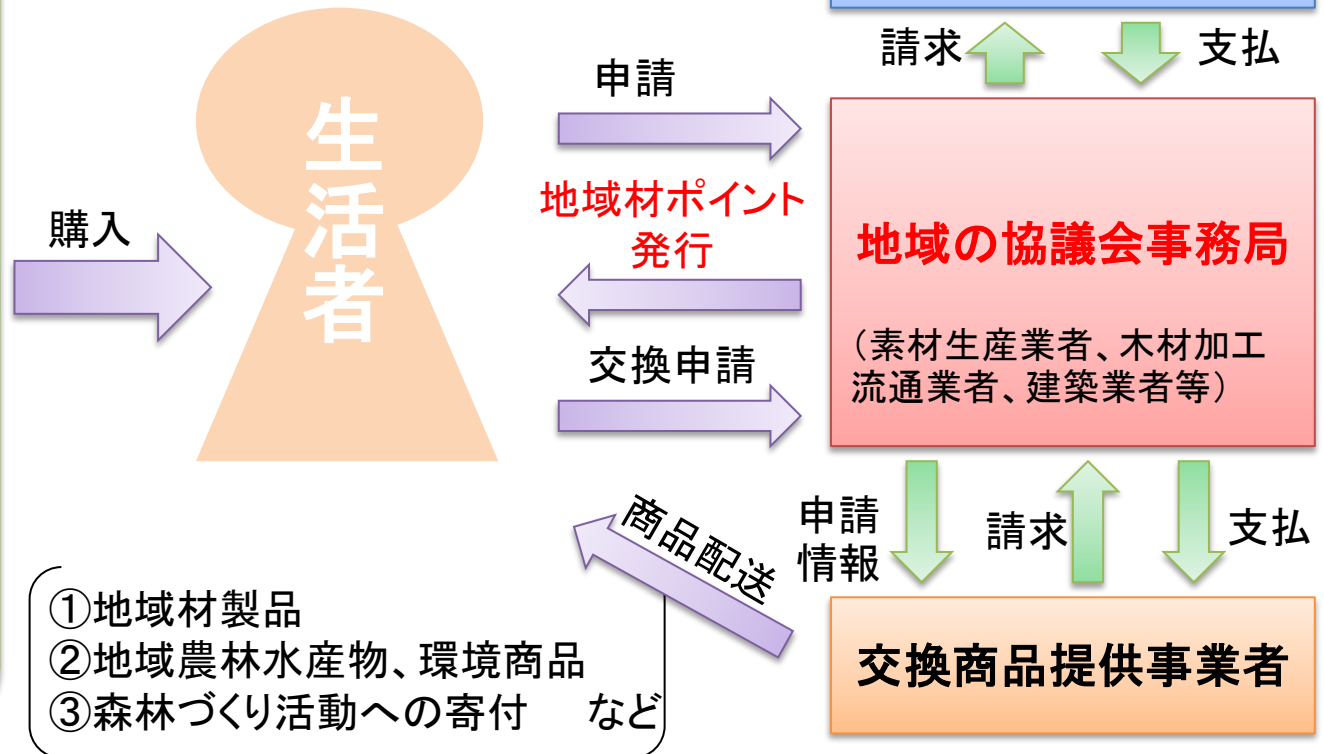
①地域材を一定以上活用した新築住宅



②地域材を一定以上活用した内装木質化



③地域材を一定以上活用した木製品等



07 木質バイオマス産業化促進整備事業[新規]

【13,570(一)百万円】

対策のポイント

地域における木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマス活用施設等の整備や新たな利用システムの開発を支援します。

<背景/課題>

- ・地域資源の一つである林地残材が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図ることが重要です。
- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、木質バイオマスの利用拡大を図るには、木質バイオマスの効率的な収集・運搬・利用を行う機材・施設の整備や、熱効率が高い新たな固形燃料を利用するシステムの開発が必要です。

政策目標

木質バイオマス利用量の増加 (71.7万m³(23年度)→300万m³(27年度))

<主な内容>

1. 未利用間伐材等活用機材の整備

林地に放置されていた間伐材等の有効利用を図るため、未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備に対し支援します。

2. 木質バイオマス関連施設の整備

木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質ペレット等の木質燃料製造施設や木質バイオマス発電・熱供給施設等の整備に対し支援します。

3. 地域材利用システムの開発

未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料を利用する発電・熱供給システムの開発に対し支援します。

4. 木質バイオマスボイラー併設木材加工施設の整備

製材工場等における環境負荷を低減するため、木質バイオマス利用乾燥施設等を一体的に併設した木材加工施設の整備に対し支援します。

木質バイオマス産業化促進整備事業 13,570(一)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

※ 上記の事業とあわせて環境省・農林水産省連携事業により、平成25年度より先導的なバイオマスの利用の実証を行う「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」を実施します。

お問い合わせ先：

1 及び 2 の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))
3 の事業 林野庁研究・保全課 (03-3501-5025 (直))
4 の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2291 (直))

木質バイオマス産業化促進支援

- バイオマス産業都市をはじめとした先進地域において、モデル的に木質バイオマス利活用施設等の整備を支援
- また、熱効率の高い新たな固形燃料を利用する発電・熱供給システムの開発を支援

〈 対象地域: バイオマス産業都市12都市やモデル的に未利用間伐材等の利用促進に取り組む地域 〉

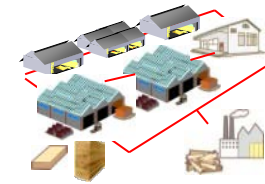
【 収集運搬体制の整備支援 】

- 素材生産業者等が行う未利用間伐材等の収集・運搬のための機材整備に対し助成
(補助率: 1/2)



【 利活用施設の整備支援 】

- 民間事業者等の木質バイオマス製造施設(ペレット、チップ)や熱供給施設、熱電併給施設整備に対し助成
- 製材業者等の木材乾燥用等の木質バイオマスボイラー併設木材加工施設整備に対し助成
(補助率: 1/2)



【 熱効率が高い新たな固形燃料を利用する発電・熱供給システムの開発 】

- 民間事業者等が行う熱効率の高い燃料の試験的製造、実用化に向けた取組に対し支援
(補助率: 定額)



08 地域材供給倍増事業

【829（1,018）百万円】

対策のポイント

「木材自給率50%以上」を目指し、地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進を通じた、公共建築物や住宅等での地域材の一層の利用拡大、固定価格買取制度の下での木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万m³（23年度）→2,800万m³（27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

<主な内容>

1. 連携等を通じた地域材供給体制の構築支援

品質・性能の確かな地域材を安定的かつ効率的に供給できるようにするため、中小製材工場等の水平連携等の構想作成、工務店と連携した建築部材の共通化、木製ガードレールほか多様な用途への供給体制の構築等に対して直接支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 地域材利用拡大支援

地域材の利用を拡大するための取組に対して、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金の借入に対する利子助成
- ② 耐火性・耐震性を備えた地域材製品の開発支援、製材JASの取得促進支援、地域材を活用した住宅等での健康・省エネ効果の把握への支援等
- ③ 大規模木造建築物用の新たな地域材製品の生産技術開発等への支援
- ④ 地域材を利用したモデル木製品の開発・普及への支援
- ⑤ 海外での地域材の品質等の実証、合法木材の普及などを通じた地域材差別化・信頼性向上の取組への支援や、HWPルールの周知など木材利用拡大に向けた普及啓発への支援

（補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1、2②③の事業 林野庁木材産業課 （03-6744-2294（直））
2①④⑤の事業 林野庁木材利用課 （03-6744-2296（直））

09 林業金融対策

【1,399(1,564)百万円】

対策のポイント

林業者等の森林整備や設備投資等に対する金融支援を行い、森林施業の集約化・路網の整備や木材の加工・流通構造の改革を促進します。

<背景/課題>

- ・「日本再生戦略」において、地域資源の活用を通じた農林漁業の活性化や災害に強い国土・地域を構築することとされています。
- ・我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するためには、森林施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進や木材の加工・流通体制の改革が重要です。

政策目標

意欲ある林業者等の経営規模の拡大・維持及び地域材の加工・流通体制の改善に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 利子助成による地域材利用の促進 314(220)百万円

地域材利用の促進を通じて、木材自給率の向上に資するために、林業の経営改善や木材の生産又は流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、最大2%の利子助成(実質無利子化)を講じることにより、林業経営規模の拡大・維持や地域材の加工・流通体制の改善を図ります。

地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：80億円
補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

2. 無利子資金による森林整備の推進 731(984)百万円

森林整備を推進するために、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の(株)日本政策金融公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることにより、林業者の金利負担の軽減を図ります。

森林整備活性化資金造成費・利子補給金 融資枠：17億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

3. 無利子資金による林業・木材産業の経営の改善 33(35)百万円

林業・木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的に、都道府県が無利子の貸付けを行い、林業者・木材産業者等が先駆的取組による経営改善を実施する際に必要となる施設整備の負担の軽減を図ります。

林業・木材産業改善資金造成費補助金 融資枠：100億円
補助率：2/3
事業実施主体：都道府県

4. 木材加工施設導入利子助成支援事業 [新規] 10 (一) 百万円

木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行います。

木材加工施設導入利子助成事業 融資枠：5億円
補助率：1/2、2/3
※補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合
事業実施主体：民間団体

5. 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

(1) 林業信用保証の基盤強化 [新規] 256 (一) 百万円

林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

森林・林業再生支援林業信用保証事業
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

(2) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進 55 (60) 百万円

林業・木材産業を担う事業者が事業の合理化等を推進するのに必要となる運転資金について、低利で貸し付けることにより、木材関連産業及び林業の健全な発展を図ります。

木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

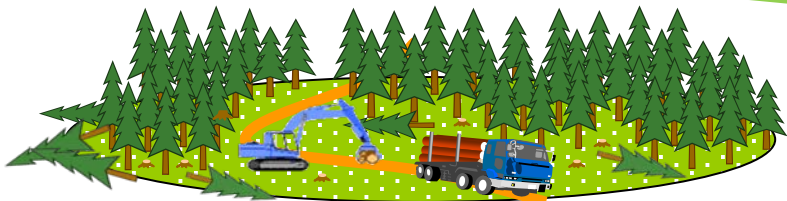
お問い合わせ先：
1、2、3、5の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037 (直))
4の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2292 (直))

林業金融対策

平成25年度概算要求額 1,399百万円(1,564百万円)

森林・林業基本計画に掲げられた目標を実現するため、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じ地域材の利用を促進していくことが重要。

林業者等による森林整備や設備投資に対する融資の充実

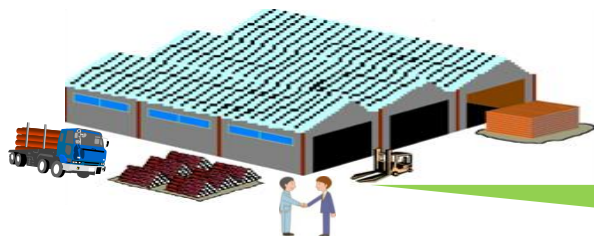


利子助成による地域材利用の促進

- 地域材利用促進緊急利子助成事業 314百万円(220百万円)
 - ・ 森林取得、加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する最大2%の利子助成(実質無利子化)
 - ・ 利子助成期間:最大15年 ・ 融資枠:80億円

利子助成による木材製品の高付加価値化や経営の多角化の推進

- 木材加工設備導入利子助成支援事業(新規) 10百万円(一)
 - ・ 木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要資金の借入れに対する利子助成
 - ・ 利子助成期間:最大7年・ 融資枠:5億円



融資による川上から川下までの一体的な支援

森林整備の推進

- 森林整備活性化資金造成費・利子補給金 731百万円(984百万円)
 - ・ 施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることによる金利負担を軽減
 - ・ 償還期限30年(据置期間20年)・ 融資枠:17億円

林業・木材産業の経営改善の推進

- 林業・木材産業改善資金造成費補助金 33百万円(35百万円)
 - ・ 木材産業事業者等が取り組む経営改善のための設備投資に対する無利子貸付
 - ・ 償還期間:10年以内(据置期間3年以内)・ 融資枠:100億円

信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

- 森林・林業再生支援林業信用保証事業(新規) 256百万円(一)
 - ・ 高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料を軽減
- 木材産業等高度化推進資金事業 55百万円(60百万円)
 - ・ 木材産業等が行う事業の合理化等を推進するために必要となる運転資金について低利で貸付・ 融資枠:600億円

林業・木材産業の健全な発展を実現

10 森林病虫害等被害対策

【876（876）百万円】

対策のポイント

- ・ 森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。
- ・ 引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の駆除命令による徹底的な防除対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・ 「日本再生戦略」において、地域資源の活用を通じ地域活性化に寄与することや災害に強い国土・地域を構築することとされています。
- ・ 我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生するためには、森林病虫害等被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制（毎年度）

<主な内容>

1. 森林害虫駆除事業委託 197（197）百万円
松くい虫被害先端地域である東北地方の県境付近において被害の拡大を未然に防止する観点、佐渡においてトキの営巣木等を保全する観点から、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。
(補助率：委託)
(事業実施主体：国（委託先は都道府県）)
2. 森林病虫害等防除損失補償金 2（2）百万円
農林水産大臣命令を受けて樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。
(補助率：10/10)
(事業実施主体：国)
3. 森林病虫害等防除事業費補助金 677（677）百万円
 - (1) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）
従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。
 - (2) 環境に配慮した松林保全対策事業
天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。
 - (3) 政令指定病虫害等防除事業
せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキイムシの誘引捕殺等を実施します。
(補助率：(1)1/2、(2)1/2、(3)1/2（のねずみは北海道3/8それ以外1/3）)
(事業実施主体：都道府県、市町村等)

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-1063(直)）]

11 地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業

【140（122）百万円】

対策のポイント

木材の低コスト生産に必要な林業機械や品質・性能の確かな木材製品の安定供給に必要な木材加工設備のリースによる導入を支援します。

<背景／課題>

- ・「日本再生戦略」に掲げられている、地域に根差した農林漁業の活性化を図るため、森林・林業分野においては、持続的な森林経営の確立と木材の安定供給体制を構築することが必要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づき、木材生産の低コストで効率的な作業システムの普及及び定着、効率的な加工・流通体制の整備を図り、地域材の利用を促進させる必要があります。

政策目標

高性能林業機械を使用した素材生産量の割合を向上
(4割(21年度)→6割(27年度))

<主な内容>

1. 高性能林業機械リース導入支援

木材生産を効率的かつ低コストで実施する上で必要となる高性能林業機械等のリースによる導入を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

2. 木材加工設備リース導入支援

品質・性能の確かな木材製品を安定的に供給する上で必要となる木材加工設備等のリースによる導入を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁経営課 (03-3502-8055 (直))
2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2293 (直))

12 森林整備事業・治山事業

【215, 348(174, 819)百万円】

対策のポイント

- ・ 森林・林業の再生を図るとともに、森林吸収量の確保に向け搬出間伐等の森林施業や林業専用道等の整備を支援します。【森林整備事業】
- ・ 津波に強い海岸防災林の整備や集中豪雨等により被災した山地の防災力の向上等を通じ、地域の安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景/課題>

- ・ 「日本再生戦略」において、今まで以上に再生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指すことや災害に強い国土・地域を構築することとされています。
- ・ 森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収量3.5%（平成25年から平成32年の平均）を確保するため、森林施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等を推進する必要があります。
- ・ 九州北部豪雨等による山地災害が全国各地で発生しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策等を推進していく必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加

<主な内容>

1. 森林整備事業 154, 216(117, 325)百万円

- (1) 森林経営計画の認定を受けた者等が行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

森林環境保全直接支援事業 42, 829(28, 846)百万円

国費率：3/10等

事業実施主体：都道府県、市町村、森林所有者等

- (2) 丈夫で簡易な「林業専用道」の整備を図り、「森林作業道」等と併せて路網整備を推進します。

林業専用道整備対策 24, 829(10, 777)百万円

国費率：10/10、1/2等

事業実施主体：国、都道府県、市町村等

※ 木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に取り組む地域については、特別重点要求として、搬出間伐や路網整備を重点的に支援します。

[平成25年度予算概算要求の概要]

- (3) 森林所有者による森林施業が困難な地域において、間伐等を促進するため、国から市町村に交付金を交付します。

美しい森林づくり基盤整備交付金 1,000(519)百万円
国費率：1/2
事業実施主体：市町村、森林所有者等

2. 治山事業

61,132(57,494)百万円

- (1) 山腹崩壊地等の緊急的かつ集中的な復旧整備を実施するとともに、災害の発生を未然に防止するため、過密化等により国土保全機能が低下した森林の整備を強化し、山地の防災力を向上させます。

また、治山施設の防災機能の点検等を行うとともに、大規模山地災害の発生の危険性が高い地域の特定を進め、効果的な治山対策の実施につなげます。

復旧治山事業 26,229(22,583)百万円
水源地域等保安林整備事業 9,739(6,936)百万円
治山事業調査費 163(65)百万円の内数
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 粘り強い人工盛土の造成などにより、津波に強い海岸防災林の整備を推進します。また、地域の地形条件等にあった林帯幅や樹種等の決定・整備手法を確立します。

防災林造成事業 2,330(2,065)百万円
治山事業調査費 163(65)百万円の内数
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

※ 集中豪雨等に伴う山地災害により、人家・公共施設の孤立化を招くおそれのある地域については、重点要求として、治山施設の整備などの山地災害の防止対策を重点的に支援します。

お問い合わせ先：

1の事業 林野庁整備課(03-6744-2303(直))
2の事業 林野庁治山課(03-6744-2308(直))

平成25年度林野公共事業の予算要求について

課題

森林・林業再生プラン

- 平成32年の木材自給率**50%以上達成**のため、搬出間伐の推進、路網整備の加速化が必要

地球温暖化防止

- **森林吸収量3.5%**の確保(2013-2020平均)や「**将来の枠組み**」を見据えた森林の整備・保全等が必要

集中豪雨等への対応

- 集中豪雨等による崩壊地等の復旧・整備による**災害に強い国土・地域づくり**が急務

震災復興対策

- **海岸防災林の復旧・再生**や震災の教訓を踏まえた全国防災対策の実施が急務

平成25年度要求内容

森林整備事業 ～森林・林業の再生と森林吸収源対策の推進～

○間伐等

- ・ 森林・林業の再生を図るとともに、森林吸収量の確保に向けて、**森林環境保全直接支援事業による搬出間伐等の森林施業や森林作業道の整備**を着実に実施。
- ・ 森林所有者による森林施業が困難な地域において、**間伐等を促進するため、国から市町村に交付金を交付**。
- ・ 森林法の改正等を踏まえ、**国有林と民有林の連携による森林整備を推進**。

○路網整備

- ・ 搬出間伐等の森林施業の効率的な実施を図るため**林業専用道の整備を推進**。

※ 木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に取り組む地域については、特別重点要求として、搬出間伐や路網整備を重点的に支援。

治山事業 ～山地防災力の向上や津波に強い海岸防災林の整備～

○山地防災力の向上

- ・ **山腹崩壊地等の緊急かつ集中的な復旧整備**を実施するとともに、災害の発生を未然に防止するため、過密化等により**機能が低下した森林の整備を強化し、山地の防災力を向上**。また、**治山施設の防災機能の点検等**を行うとともに、**大規模山地災害の発生の危険性が高い地域の特定を進め、効果的な治山対策を実施**。

○津波に強い海岸防災林整備の推進

- ・ **粘り強い人工盛土の造成**などにより、**津波に強い海岸防災林の整備を推進**。また、地域の地形条件等にあった林帯幅や樹種等の決定・整備手法を確立。

※ 集中豪雨等に伴う山地災害により、人家等の孤立化を招くおそれのある地域については、重点要求として、治山施設の整備などの山地災害の防止対策を重点的に支援。

復旧・復興対策(森林整備・治山)

- ・ 間伐等の森林施業による「**災害に強い森林づくり**」を一層推進するとともに、**海岸防災林の再整備や山腹崩壊地の復旧整備**を通じ、地域の安全・安心を確保。

結果

森林・林業再生プランの着実な推進

効率的で安定した木材生産の確立

地球温暖化防止への貢献

災害に強い安全で安心できる地域の創造

震災からの復興再生

13 森林整備事業・治山事業

【復旧・復興対策（農林水産省計上）9,249（3,678）百万円】

対策のポイント

- ・ 間伐等の実施により、「災害に強い森林づくり」を進めます。【森林整備事業】
- ・ 海岸防災林の再整備や山腹崩壊地の復旧整備を通じ、地域の安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・ 「日本再生戦略」において、東日本大震災の教訓をいかし、災害に強い国土・地域づくりを推進することとされています。
- ・ このため、間伐等の森林施業による「災害に強い森林づくり」を一層推進するとともに、海岸防災林の再整備や山腹崩壊地の復旧整備による山地防災力の向上を図る必要があります。

政策目標

- 土壌を保持する能力等が良好に保たれている森林の割合を71%（平成20年度）から79%（平成25年度）に増加
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加

<主な内容>

1. 森林整備事業

東海・東南海地震等の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地崩壊等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます。

2. 治山事業

東海・東南海地震等による山腹崩壊や津波に備える必要がある地域において、崩壊地の復旧等の集中的な実施を行うとともに、粘り強い人工盛土の造成等の津波に強い海岸防災林の整備を実施します。

森林整備事業 4,180（2,481）百万円
治山事業 5,069（1,197）百万円
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所等

お問い合わせ先：

森林整備事業 林野庁整備課（03-6744-2303（直））
治山事業 林野庁治山課（03-6744-2308（直））

14 平成25年度 国有林野事業関連予算の概算要求について

概算要求額 ^(注)	148,483百万円
一般要求分	131,639(137,604)百万円
特別重点及び重点要求分	16,844百万円
[復旧・復興対策分	10,998(7,659)百万円]

要求のポイント

- ・平成25年度から、国有林野事業は国民負担の増加を招かない形で一般会計に移管し、現在の特別会計の債務を林産物収入等によって返済することを明確にするため、暫定的に設置する国有林野事業債務管理特別会計へ継承します。
- ・国有林野事業については、民国連携した公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生への貢献等、国有林野に求められる役割を果たしていきます。
- ・なお、一般会計への経費区分の変更に伴い増加する経費（自己収入相当額等（ペイアズユーゴー財源分））については、予算編成過程で措置することとされています。

<背景／課題>

- ・国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業再生への貢献を図るため、債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行すること等を内容とする改正法が平成24年6月に公布され、平成25年度から一般会計に移行することとされました。
- ・今後、国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進すること等が期待されています。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）【森林整備事業】
- 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加【治山事業】
- 我が国の国土の約2割を占める国有林野の適切な管理経営による公益的機能の維持増進【森林整備・保全事業】

<主要事業>

1 森林整備事業（公共）	概算要求額	71,290百万円
	（一般要求分	59,644（62,260）百万円）
	（特別重点要求分	11,646百万円）
	[復旧・復興対策分	5,497（5,353）百万円]

丈夫で簡易な「林業専用道」や「森林作業道」等による路網整備を進めつつ、搬出間伐等を着実に実施

2 治山事業（公共）	概算要求額	32,160百万円
	（一般要求分	26,962（30,270）百万円）
	（重点要求分	5,198百万円）
	[復旧・復興対策分	5,501（2,306）百万円]

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の復旧・再生・整備や、局地的豪雨による山地災害について、緊急的かつ集中的な復旧整備を実施

3 森林整備・保全事業（非公共）	概算要求額	4,389（－）百万円
-------------------------	-------	-------------

「国有林野の管理経営基本計画」に基づき、森林の巡視、森林計画の策定、生態系保全のための調査、林産物の安定供給等を実施

《主な新規事業》

（1）隣接民有林等整備支援事業

国有林と隣接・介在する民有林との一体的な整備・保全を図るための「公益的機能維持増進協定」制度の創設に伴い、協定締結に必要な境界確認や合意形成等について支援し、協定制度を活用した隣接民有林等の整備・保全を推進

（2）国有林材供給調整対策事業

実効性のある供給調整を行うため、地域ごとに木材需給動向を把握するとともに、有識者等から成る委員会において供給調整の実施の可否についての検討などを実施

（3）先駆的森林・林業技術実証事業

実用段階にある先駆的な技術や手法について、国有林で実施する間伐等の事業発注を活用し、事業レベルでの実証を図るための特記仕様書の企画や、事業に対するデータ収集・分析等を行い、低コスト林業の普及・定着を推進

4 国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ（非公共）	概算要求額	11,177（－）百万円
-----------------------------------	-------	--------------

旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金の償還及び利子に必要な経費について、暫定的に設ける国有林野事業債務管理特別会計へ繰入れ

（注） 国有林野事業特別会計の一般会計化による経費区分の変更に伴い増加する経費については、概算要求額に含まれていない。

また、復旧・復興対策は外書き。

平成25年度 国有林野事業関連予算概算要求の概要

【 一般会計 】

(単位:百万円、%)

区 分	平成24年度 当初予算額 (A)	平成25年度予算要求		
		概算要求額 (B)	(B)/(A)	ペイアズユーゴー財源分
公共事業費	93,780	(16,844) 104,659	111.6	地方公共団体負担金、 自己収入相当額により 増加する経費は、予算 編成過程で調整
森林整備事業費	62,260	(11,646) 71,290	114.5	
国有林野事業特別会計へ繰入れ	62,260	—	皆減	
国有林野森林整備事業費	—	(11,646) 60,872	皆増	
森林整備事業工事諸費	—	10,418	皆増	
治山事業費	30,270	(5,198) 32,160	106.2	
国有林野事業特別会計へ繰入れ	30,270	—	皆減	
国有林野内治山事業費	—	(3,528) 18,017	皆増	
治山事業費(注:民有林直轄分)	—	(1,670) 8,366	皆増	
治山事業工事諸費	—	5,777	皆増	
山林施設災害復旧事業費等	1,250	1,209	96.7	
国有林野事業特別会計へ繰入れ	1,250	—	皆減	
山林施設災害復旧事業費等	—	1,127	皆増	
山林施設災害復旧事業費等工事諸費	—	82	皆増	
非公共事業費	43,824	43,824	100.0	自己収入相当額により 増加する経費は、予算 編成過程で調整
国有林野事業特別会計へ繰入れ	43,804	—	皆減	
公益林管理費等	32,181	—	皆減	
利子補給	11,623	—	皆減	
職員基本給、庁費等(本省等計上分含む)	—	28,238	皆増	
森林整備・保全事業費	—	4,389	皆増	
林野庁施設費	20	20	100.0	
国有林野事業債務管理特会へ繰入れ	—	11,177	皆増	
合 計	137,604	(16,844) 148,483	107.9	

注) 1. 計数は、四捨五入のため端数において合計とは一致しないものがある。

2. ()は、特別重点要求又は重点要求分で内書。

【 東日本大震災復興特別会計 】

(単位:百万円、%)

区 分	平成24年度 当初予算額 (A)	平成25年度 概算要求額 (B)	(B)/(A)
森林整備事業費	5,353	5,497	102.7
国有林野森林整備事業費	5,353	5,497	102.7
治山事業費	2,306	5,501	238.6
国有林野内治山事業費	1,580	4,501	284.9
治山事業費(注:民有林直轄分)	726	1,000	137.7
合 計	7,659	10,998	143.6

注) 計数は、四捨五入のため端数において合計とは一致しないものがある。

【 国有林野事業債務管理特別会計 】

(単位:百万円)

区 分	平成24年度 当初予算額	平成25年度 概算要求額
歳 入	—	304,617
一般会計より受入れ	—	11,177
長期借入金利息	—	11,177
一時借入金利息	—	0
元本返済財源	—	0
借換借入金	—	293,440
歳 出	—	304,617
国債整理基金特別会計へ繰入れ	—	304,617
借入金償還金繰入れ	—	293,440
借入金利息繰入れ	—	11,177

元本返済額等は予算編成過程で調整。

注) 計数は、四捨五入のため端数において合計とは一致しないものがある。

(参考) 被災地復興のための森林・林業再生対策 【復旧・復興対策（復興庁計上）13,960百万円の内数】

対策のポイント

公的主体による適正な森林整備の実施を図るとともに、放射性物質の影響緩和対策、地域林産物の流通対策を講じます。

<背景/課題>

- ・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響がある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、**森林整備が停滞するおそれ**があり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。
- ・森林は、水源や山菜、きのこの採取など地域住民の生活と密接に関係しており、**適切な森林整備とともに放射性物質の低減対策等**が求められています。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<主な内容>

1. 公的主体による森林整備（公共） 8,097百万円の内数

被災地における森林の公益的機能の維持、森林・林業の再生を図るため、放射性物質の影響等により整備が進み難い人工林等において、**公的主体による緊急的な間伐、路網整備等の森林施業を推進**します。

補助率：3/10、定額

事業実施主体：都道府県、市町村、(独)森林総合研究所、国等

2. 放射性物質対処型森林・林業復興支援事業 [新規] 3,205百万円

- ①被災地森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための整備対象森林の調査、所有者への説明・同意取り付け等を実施します。
- ②放射性物質への影響への対処及びバイオマス利用のため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の分別・破碎・梱包・運搬・保管等を実施します。
- ③伐採に伴い発生する製材用途に適さない幹や枝葉等の除去物質のバイオマス利用を図るため、**バグフィルタ、焼却灰保管施設を整備**します。

補助率：定額、請負

事業実施主体：①都道府県、市町村等
②都道府県、市町村、(独)森林総合研究所、国等
③都道府県、市町村、民間団体

3. 復興に向けた木の暮らし創出支援事業 [新規] 290百万円

風評被害を防止し、木材の販路の確保や復興資材への活用を促進するため、**地域材を利用した住宅の普及、一般消費者等に対する木材利用に関するシンポジウムの開催や広報活動等**を実施します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

4. 放射性物質被害林産物処理支援事業 [新規] 2, 368百万円

地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、樹皮の圧縮機の設置、一時保管費用、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303 (直))
2①、②の事業	林野庁研究・保全課	(03-6744-9530 (直))
2③の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))
3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2295 (直))
4の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292 (直))